平成２６年（フ）第５５号
北海道帯広市東３条南20丁目１番地２　アークヒルズ201号室
債務者　植椙　陽子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
北海道帯広市西14条南１丁目１番地　北郊団地２―240
債務者　野村奈々恵
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１４４号
福島県郡山市小原田５丁目21番24号
破産者　株式会社旭日工業
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第５５号
北海道茅部郡森町字東森町129番地
破産者　亡松居雄一相続財産
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２１号
新潟県十日町市美雪町３丁目19番地６、前住所新潟県十日町市山本町２丁目971番地
破産者　大熊　隆行
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第５８４４号
大阪市住吉区墨江４丁目13番15号　Hかがやき301号
破産者　岩本　正樹
異議申述期間　平成26年５月23日まで
平成26年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０２７号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目８番３号ＧＳビルディング本館６階
清算株式会社　株式会社インターナショナル
代表清算人　尾崎　篤
1　決定年月日　平成26年４月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
更生会社　トスコ株式会社
管財人　土岐　敦司
1　決定年月日　平成26年４月３日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２６年（再）第１号
新潟県長岡市本町１丁目１番１号、住民票上の住所新潟県上越市南本町２丁目16番７号
再生債務者　中瀬　成明
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟県長岡市幸町１丁目１番10号　幸町ビル２階　高橋信行法律事務所　弁護士　高橋　信行
平成26年４月３日　新潟地方裁判所長岡支部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
神戸市中央区波止場町５番４号
再生債務者　株式会社Ｋｉｓｓ―ＦＭ　ＫＯＢＥ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成26年４月４日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地235番地49
再生債務者　星　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第２０号
愛知県岡崎市江口１丁目３番地16　パークメゾン江口101、前住所愛知県安城市三河安城南町１丁目６番地12　アクセル三河安城203
再生債務者　池田　孝弘
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月２日から平成26年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第８号
相模原市南区上鶴間本町５丁目12番１号　あすなろM301
再生債務者　岩橋　正人
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月12日から平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第４０号
福岡県太宰府市吉松４丁目１番６―211号
再生債務者　永田　一志
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第１０号
神戸市東灘区御影塚町２丁目15番５号　103号
再生債務者　一心たじまやこと　井若　順子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月８日から平成26年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第５６号
福岡市中央区清川３丁目16番19―405号
再生債務者　山野　利浩
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月９日から平成26年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部